

【別紙】

諮問番号：令和５年諮問第２号

答申番号：令和５年答申第２号

答 申 書

第１ 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和４年１０月２８日に提起した処分庁による財産の差押えに関する処分（令和４年１０月１４日付け、木下推第１１４４号のうち〇〇信用金庫分）（以下「本件処分」という。）の取消を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、本件審査請求は却下するべきであるとした審査庁の裁決についての考え方は、適法かつ妥当である。

第２ 事案の概要

- 1 処分庁は、令和４年１０月１４日付けにて、請求人が滞納する△△△、△△△円の受益者負担金（処分庁が都市計画事業として施行する下水道事業のうち、公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７５条の規定に基づく受益者負担金をいう。以下同じ。）及び延滞金（以下「本件受益者負担金等」という。）を徴収するため、請求人が〇〇信用金庫に対して有する普通預金□□、□□□円の払戻請求権（以下「本件預金債権」という。）について、債権差押通知書を送達し、本件処分をした。
- 2 処分庁は、令和４年１０月１４日に本件処分に係る差押調書を請求人へ送達した。
- 3 処分庁は、令和４年１０月１９日付けで〇〇信用金庫に対し、本件処分の取立通知書及び納入通知書を送達し、取り立てを行い、同日に〇〇信用金庫から□□、□□□円の納付があった。
- 4 処分庁は、令和４年１０月２１日付けで、取り立てた□□、□□□円を滞納額の一部に配当する内容の配当計算書（木下推第１１４４号－６）を作成し、請求人へ送付した。
- 5 処分庁は、令和４年１０月２８日に配当計算書の記載のとおり、取り立てた□□、□□□円を本件受益者負担金等の一部に充当した。
- 6 処分庁は、令和４年１０月２８日付けで、請求人に対し充当通知書を送付した。
- 7 請求人は、令和４年１０月２８日に審査庁に対し、簡易書留にて（消印令和４年１０月２８日、審査庁の收受令和４年１１月１日）本件審査請求を行った。

第３ 審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人

請求人の主張は、概ね以下の理由により、本件処分の取消しを求めるものである。

(審査請求書)

- (1) 下水道工事前の説明会はまともになされておらず、同意も了承もしていないが勝手に工事が行われた。
- (2) 勝手に作ったインフラを「お前のために作った」「お前が受益者だ」などと言われても迷惑で、「だから金を払え」として私の財産を無理やり強奪するのはあまりにも横暴で不当である。
- (3) 悪法を笠に着て政治権力を悪用した人権侵害である。

(反論書)

- (1) 私が木下推第1144号にかかる差押調書の特定記録郵便を受け取ったのが2022年10月20日、その内容を確認したのが2022年10月22日、不服の申し立てをしたのが2022年10月28日である。その差押調書の欄外には「通知を受け取った翌日から3月以内に審査請求ができる」とあるので、私が正規の手続きを踏んだ場合、2023年1月21日までは不服の申し立てができることになる。

これに対し、充当通知書は2022年10月28日付の発行となっており、これはつまり、市側担当者には初めから私の不服を受け付けるつもり毛頭なかった、という事の証左である。もしくは、審査請求の期日を待つことなく、私のカネを勝手に使い込んだ、ということである。

いずれにせよ、市側担当者が正規の手続きを踏んでいるとはいえない。したがって、不当に失われたものは回復されるべきで、不正をはたらいた者は処されるべきである。

- (2) 私がそもそも木更津市の下水道行政に否定的であること、負担について同意も了承もしていないこと等を熟知していたはずである。

私は何の利益も受けていないので、私を受益者としたことがそもそも誤りである。

私にとって不要なものは、私に対しては、提供していただかなくて結構です。

下水道は私にとってはそもそも不要なインフラで、実際に過去から現在に至るまで利用しておらず、私の自宅は下水道を利用できる状態にすらなっていない。そしてそれでも私の生活には何ら支障がない。

- (3) 「生活の維持に与える影響」の大小の判断基準が極めて身勝手に恣意的であり、断固として私はこれを受け入れることはできない。実際に強制的に差し押さえておきながら、「謄本を送付したから合法」をする言は、あまりにも一方的で勝手な言い草であり、断固として私はこれを受け入れることができない。
- (4) 丁寧な説明をすることもなく同意を得ることもなく工事を強行し、挙句私の財産を強奪した。日本国において、国民の私有財産権が保障されることは重大な人権の一つで、そのことは憲法にも明記されている。

公務員の分際で、国民市民である私に同意を得ることなく私の銀行口座から預金を勝手に強奪した。これは紛れもなく財産権の侵害であり、すなわち重大な人権侵害である。

(再反論書)

- (1) 私が下水道から受ける益など一切無い、という厳然たる事実の前にあつては、このような空理空論を持ち出すこと自体が的外れである。また、当然これらの屁理屈は、渡辺芳邦なる者がおかした重大な人権侵害について何ら正当化するものではない。

優越的な立場にいる者が、異を唱える事すらできない立場にいる者の声を踏みにじり、一方的にその権力を行使するという行為は、まさしくハラスメントという名の人権侵害である。また、私有財産の強奪などという深刻な人権侵害が横行し、しかもそれが容認させるような環境では、平穩に生活することはかなわない。

- (2) この口座は、自宅の火災保険料および地震保険料の引き落としに利用していた口座であるから、1年に1度以上は確実に利用していたし、それ以外には利用することが無かったため、ある程度以上の残高があることを確認したらそれ以上は入金しない、という方針で利用していた口座である。

それら事実を確認することを怠り、単に「直近3か月の利用履歴が無い」という点のみをあげつらって「この口座を差し押さえたとしても本人やその家族の生活の維持に与える影響は少ない」とする判断は、極めて近視眼的で浅はかなものであり、また、自らにとって都合の良い結論に誘導するためにあえてミスリードしようとするものであり、極めて卑劣で横暴な論法である。

実際に私は、渡辺芳邦なる者の強盗行為により突然この口座の残高をゼロにされたため、急遽、保険会社と電話や郵送でのやり取りをせざる得なくなり、大変な労力と心的負荷を押し付けられた。また、万が一にも口座残高がゼロであった期間に保険料引き落としの時期が重なって保険料未払いという扱いになった場合、そして不幸にもそのタイミングで私の自宅が火災あるいは地震の被害を受ける事があった場合に、いったいどれほど面倒な事になっていたかと考えると、想像するだけで背筋が寒くなる思いである。

結果的には、問題の時期にそれらの被害がなかったため、幸いにも事なきを得たが、それはあくまでも結果論的なものである。気象災害が激甚化する昨今にあつて、よりもよって保険料の引き落としに利用していた口座を差し押さえておきながら、「財産を奪っても生活への影響は少ないだろう」などと勝手な判断をしていたのであれば、これはまさしく盗人の理であり、浅はかで間違った判断である渡辺芳邦なる者には、人権意識どころか、災害に備える危機意識すらも著しく欠如していると言わざるを得ない。

- (3) 暴力団員による不当な押し売り、すなわち、不当な暴力をチラつかせて不用品

を押し付け金銭を強奪する行為と、全く同質のものである。現行の消費者法においても、消費者利益を一方的に害する契約は無効である旨が明記されているように、一般的な社会通念から照らしてみても、渡辺芳邦なる者のやり口は非常に悪質なものといえる。

暴力団員による押し売りは違法だが、市長の立場にある者の手による押し売りは合法であるとする論は、到底容認できない。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね以下の理由により、「本件審査請求（〇〇信用金庫分）を却下する」
との裁決を求める。

（弁明書）

（１）事実の経過で述べたとおり、処分庁は差し押さえた債権の取立てを行っており、取り立てた金額を令和４年１０月２８日、本人が滞納していた、下水道事業受益者負担金の一部に充当したことから、債権差押処分の法的効果はその目的を達して消滅したため、本人が本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないというべきであり、本件処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くので、本件審査請求は却下されるべきである。

また、本件処分について争うとしても、処分庁の意見は以下のとおり。

（２）都市計画法第７５条並びに木更津市都市計画事業受益者負担に関する条例及び木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則に基づき、本人を受益者と定めたことは適正であり、本人を受益者と定めるにあたって、適正な手続きを踏んでいる。（乙２・３）

（３）本件処分である滞納処分は法令に基づく手続に即して行われており、手続上も違法性はない。

ア 全１２期の下水道事業受益者負担金納入通知書及び督促状を本人へ送付したが、本人から納付がなかったため、本件処分である、滞納処分の要件を満たしていた。（乙４・５）

イ 預金調査において、〇〇信用金庫から当該口座の直近３ヶ月間の資金の流れが示されたが、当該口座は光熱費や税金など、各種引落しの設定はなく、給与等の振込もなかった。また、３ヶ月間に当該口座から預金が引き出しされた記録もないため、本人やその家族の生活維持に欠かせない資金とは考えられない。

したがって、当該口座の債権を差押えたとしても、生活の維持に与える影響は少ないと判断でき、国税徴収法第７５条及び第７６条に該当しないため、当該口座の差押は適正な選択である。（乙６）

ウ 令和４年１０月１４日、国税徴収法第５４条第１号及び第５５条第１号に基づき、処分庁は、差押調書を作成し、〇〇信用金庫●●●支店にて本人の預金残高の債権を差押えた後、謄本を本人へ送付した。（乙１０）

国税徴収法第67条第1項及び第3項に基づき、処分庁は、差押債権の取立通知書を〇〇信用金庫●●●支店に提出し、同月21日に取立が完了した。（乙11）
国税徴収法第128条第1項、第129条第1項第1号、第131条第1号及び第132条第1項に基づき、処分庁は、配当計算書を作成し、謄本を本人へ送付した。また、処分庁は充当通知書を本人へ送付し、配当計算書のとおり充当したことを知らせた。（乙12）

（4）処分庁は、都市計画法第2条及び第3条第1項に基づき、機能的な都市活動を確保するべく、都市の整備を適切に遂行している。

（5）本人に平成28年度下水道工事(枝線管渠布設工事)の説明はされている。（乙15）

（再弁明書）

以下のとおり本件処分は、都市計画法、国税徴収法の差押処分に係る法律上の要件を充足して行われており、債権差押通知書及び差押調書の送付の手続においても適法に行われているため、本件処分は、適法かつ妥当である。

（1）本件処分の要件充足性について

ア 都市計画法第75条第5項では、同条第3項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる旨が規定されている。

イ 本件処分に先立ち、処分庁は都市計画法第75条第3項に基づく本件滞納受者負担金に係る各期別の督促状を乙第5号証のとおり送付したが、督促状に記載の納付すべき期限を経過しても本人からの納付はなかった。

ウ 本件処分があった令和4年10月14日、本人は本件滞納受益者負担金を滞納していた（当該滞納額の内訳は、乙第10号証のとおり）。

したがって、本件処分は本人の財産に対する差押処分に係る法律上の要件を充足して行われた。

（2）本件処分に係る手続きの適法性について

ア 処分庁は、令和4年10月14日付、本人の乙第10号証記載の滞納受益者負担金及び延滞金を徴収するため、本人が第三債務者の〇〇信用金庫●●●支店に対して有する預金債権について、同日、国税徴収法第62条第1項に基づく債権差押通知書を〇〇信用金庫●●●支店へ送達し、本件処分を執行した。

イ 処分庁は、令和4年10月14日、本件処分に係る国税徴収法第54条に基づく差押調書を特定記録郵便にて本人へ送付し、当該差押調書は、令和4年10月17日に本人に送達された。

（3）処分庁は、令和4年10月19日、本件処分に係る国税徴収法第67条第1項に基づく取立通知書を第三債務者の〇〇信用金庫●●●支店へ送達し、令和4年

10月21日に〇〇信用金庫から本件処分にて差押えた□□, □□□円の納付があった。そのため、処分庁は同日付けで、本件処分に係る国税徴収法第131条に基づく配当計算書を本人へ送達し、令和4年10月28日、本件処分にて取り立てた□□, □□□円を本人の滞納受益者負担金に充当した。令和4年10月28日、本人へ充当通知書を送達した。

したがって、本件処分は本人の財産に対する差押処分に係る適法な手続きを踏まえて行われた。

(4) 本件処分に係る差押え財産の選択は適正であること

預金債権の普通預金残高は、令和4年10月14日時点で□□, □□□円であり、処分庁は本件処分において全額差押さえた。当該口座は直近3ヶ月間に預金引き出された記録や給与等の振込の記録がなく、当該口座の債権を差押えたとしても、本人やその家族の生活の維持に与える影響は少ないと判断でき、国税徴収法第75条及び第76条の趣旨にも反しないため、当該口座の差押は適正な選択であり、適法かつ妥当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却するのが相当である。

2 判断の理由

(1) 受益者とは、都市計画法第75条第1項に基づき制定された、木更津市都市計画事業受益者負担に関する条例第2条第1項において、負担金を徴収しようと定め公告される区域内に存する土地所有者をいうと定めている。処分庁は、木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第2条第1項のただし書きの確認を取るため、事実確認を行ったが、審査請求人から申告がなかったため、木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第2条第1項及び第3条の規定に基づき審査請求人を受益者と定めた。

(2) 受益者負担金に係る滞納処分による債権の差押えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている（都市計画法第75条第5項）。処分庁は、差押え財産は国税徴収法第75条及び第76条に該当しないと判断し、国税徴収法第54条第1号及び第55条第1号に基づき、差押調書を作成し審査請求人の預金残高の債権を差押えた後、謄本を審査請求人へ送付した。国税徴収法第67条第1項及び第3項に基づき、処分庁は、差押債権の取立通知書を金融機関に提出し、取立が完了した。国税徴収法第128条第1項、第129条第1項第1号、第131条第1号及び第132条第1項に基づき、処分庁は、配当計算書を作成し、謄本を審査請求人へ送付した。また、処分庁は充当通知書を審査請求人へ送

付し、配当計算書のとおり充当したことを知らせた。

(3) 以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の裁決についての判断

本件処分の維持が適当である。

第6 調査審議の経過

令和5年11月1日 審査庁からの諮問を受付

令和5年12月26日 請求人より行政不服審査法第81条第3項において準用する
同法第76条の規定に基づく主張書面等の提出。

令和6年 1月24日 調査審議

令和6年 3月15日 調査審議

第7 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠により認定できる事実として、上記第2の事実のほか、以下の事実が認められる。

(1) 本件処分に先立ち、処分庁は請求人に対し平成29年4月1日付で下水道受益者負担金決定通知書を送付し、受益者負担金の賦課処分を行った。(乙2)

(2) 処分庁は請求人に対し受益者負担金の納入通知書として、別表第1記載のとおり、納入通知書を送付した。(乙4)

(3) 請求人から受益者負担金の納付がなかったため、処分庁は請求人に対し別表第2記載のとおり、督促状を送付した。(乙5)

(4) 本件処分があった令和4年10月14日時点で請求人は、本件受益者負担金等△△△、△△△円を滞納していた。(審査請求書の補正書別紙・乙10・18)

(5) 処分庁は、令和4年10月14日に第三債務者である〇〇信用金庫に対して請求人が有する預金債権について、国税徴収法第62条第1項に基づく債権差押通知書を〇〇信用金庫●●●支店へ送達し、本件処分を行った。(乙18)

(6) 本件預金債権を含む預金債権の債権者は、請求人であり、当該預金債権の普通預金残高は、令和4年8月16日時点では、滞納している受益者負担金及び延滞金全額を徴収できる残高があったが、令和4年10月14日時点での残高は、□□、□□□円であり、処分庁はその全額の差押えを行った。(乙6・10)

なお、本件処分後に、処分庁は同日付けで、別の第三債務者である株式会社▲▲▲▲銀行に対して請求人が有する預金債権について■●●■、■●●■円の差押えを行っている。

- (7) 処分庁は、令和4年10月14日付けで本件処分に係る国税徴収法第54条に基づく差押調書を請求人へ送達した。
- (8) 処分庁は、令和4年10月19日付けで〇〇信用金庫●●●支店に本件処分の取立通知書及び納入通知書を送達し、同日に〇〇信用金庫から□□、□□□円の納付があった。(乙12)
- (9) 処分庁は、令和4年10月21日付けで取り立てた□□、□□□円を本件受益者負担金等の一部に配当する内容の配当計算書(木下推第1144号-6)を作成し、請求人へ送付した。(乙13)
- (10) 処分庁は、令和4年10月28日に配当計算書の記載のとおり、取り立てた□□、□□□円を本件受益者負担金等の一部に充当した。(乙14号)
- (11) 処分庁は、令和4年10月28日付けで、請求人に対し充当通知書を送付した。

2 本件に係る法令等の規定について 別紙参照

3 審査請求人の本件審査請求をする法律上の利益の有無について

- (1) 行政不服審査法第2条において、処分についての審査請求については、「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定されている。
- (2) 最高裁判所昭和53年3月14日判決(最高裁判所民事判例集32巻2号211頁)では、「処分について不服があるもの」とは、一般の行政処分についての不服申立の場合と同様に、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう、と解すべきである。」「行政庁の処分に対し不服申立をすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によつてこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるべき」とされている。

回復すべき法律上の利益がない者、すなわち、当該処分について審査請求をする法律上の利益がない者は、「行政庁の処分に不服がある者」に該当しない。

- (3) 受益者負担金の滞納処分による債権の差押えは、都市計画法第75条第5項の規定によりその例とされる国税徴収法第62条第1項の規定に基づき、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、国税徴収法第62条第3項の規定に基づき、その送達がされた時に当該差押えの効力が生じることとされている。

これにより、国税徴収法第67条第1項の規定に基づき、処分庁は、差し押さえた債権の取立てをすることが可能になり、その取立てを行ったときは、国税徴収法第67条第3項の規定に基づき、その限度において、滞納者から当該差押えに係る受益者負担金を徴収したものとみなされる。そして、配当計算書を作成し、

これに従って交付期日に金銭を交付し、滞納に係る徴収を完了する。

このため、債権差押処分によって差し押さえた債権の取立てを行い、取り立てた金員につき配当処分を行い、金銭の交付をしたときに、債権差押処分の法的効果はその目的を達して消滅することになる。（大阪高等裁判所令和1年9月26日判決（判例タイムズ1470号31頁・大阪地方裁判所令和3年9月28日判決（租税関係行政・民事事件判決集（徴収関係）令和3年順号21－22）参照）

（4）本件処分では、処分庁が、令和4年10月14日に、本件受益者負担金等を徴収するため、第三債務者である〇〇信用金庫に対して請求人が有する預金債権について、都市計画法第75条第5項の規定によりその例とされる国税徴収法第62条第1項の規定に基づき、債権差押通知書を送達し、同日に、債権差押通知書が〇〇信用金庫●●●支店に送達された時に本件処分の効力が生じた。

そして、同月19日に、処分庁は、本件処分に係る国税徴収法第67条第1項に基づく取立通知書を第三債務者の〇〇信用金庫●●●支店へ送達し、差し押えた□□, □□□円を取り立て、差し押さえた債権を行使してこれを金銭に換えた。同日〇〇信用金庫から当該金銭の支払を受けたことにより、都市計画法第75条第5項の規定によりその例とされる国税徴収法第67条第3項の規定に基づき、請求人から滞納金額を徴収したものとみなされた。また、令和4年10月28日に本件処分にて取り立てた□□, □□□円を本件受益者負担金等の一部に充当する処理を行っていることから、本件処分は、その目的を達成してその法的効果が消滅したものと認められる。

（5）したがって、審査請求人に、本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はなく、本件審査請求は、不服申立ての利益を欠く不適法なものであるから却下すべきである。

4 なお、仮に本件処分自体の適法性を確認するとすれば、下記5～8のとおり、本件処分は、適法かつ妥当であると判断する。

5 本件処分の要件充足性及び手続きの適法性について

（1）都市計画法第75条第5項では、同条第3項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる旨が規定されている。

（2）本件処分に先立ち、処分庁は請求人に対し都市計画法第75条第3項に基づく本件滞納受益者負担金に係る各期別の督促状を送付した。そして、督促状に記載の納付すべき期限を経過しても請求人からの納付はなかった。

（3）本件処分があった令和4年10月14日時点で請求人は本件受益者負担金等△△△, △△△円を滞納していた。

（4）処分庁は、令和4年10月14日付で請求人の本件受益者負担金等を徴収する

ため、第三債務者である〇〇信用金庫に対して請求人が有する本件預金債権について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第62条第1項に基づく債権差押通知書を〇〇信用金庫●●●支店へ送達し、□□, □□□円を差し押さえた。

（5）処分庁は、令和4年10月14日付けで本件処分に係る国税徴収法第54条に基づく差押調書を請求人へ送達した。

（6）以上により本件処分は都市計画法第75条第5項の要件を充足し、及び国税徴収法に規定する手続きに基づき行われたものであり、この点について違法性又は不当な点は認められない。

6 本件預金等債権が差押禁止財産に該当するかについて

国税不服審判所（平成29年7月25日採決参照）によれば、「滞納者等の最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障及び社会保障制度の維持等の理由から、徴収法75条以下に差押禁止財産が規定されているところ、納税者等に属する総財産は、金銭化することが可能な限り滞納国税等の一般的な引き当てとなるべきものであり、全ての差押えの目的となりえることが原則であるから、差押禁止財産の規定は、差押えることができない財産を限定列挙したものと解するのが相当である」としている。

以上のことから本件預金債権については、国税徴収法第75条以下に限定列挙された差押禁止財産に当たらない。この点について違法性は認められない。

7 差押財産の選択について

国税不服審判所（平成15年4月7日裁決参照）によれば、「差押財産の選択に当たっては法令に具体的な規定はなく、徴収法第48条、同第49条《差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重》、同法第75条《一般の差押禁止財産》から同法第78条《条件付差押禁止財産》までの規定に抵触しない限り、専ら徴収職員の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。」としている。

本件の事例でも処分庁が財産をどのような範囲で差し押さえるかは、処分庁の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。そして、本件預金債権は、第三債務者の履行により徴収ができ、より換価等の徴収に便利でかつ徴収の確実性の高い財産であるともいえ、処分庁が本件預金債権を差押財産として選択した判断には、裁量を逸脱したと解される点も認められず、不当な点も認められない。

8 この他、国税徴収法の滞納処分の規定に照らし、上記以外の違法又は不当な点については、認められない。

9 その他

本件処分に先立ち、処分庁は請求人に対し、都市計画法第75条第2項に基づく木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第3項の規定により下水道受益者負担金決定通知書を平成29年4月1日付で送付し、当該受益者負担金の納入通知書として、別表第1記載のとおり、納入通知書を送付しており、この点について

の違法又は不当な点も認めることはできない。

9 審理員の審理について

本件審査請求に係る審理は、適正に行われたものと認められる。ただし、本審査会は、結論においては棄却ではなく、却下とするのが相当であると判断する。

10 結論

以上のとおりであるから、審査庁の裁決についての判断は、適法かつ妥当である。

第8 付言

1 処分庁の説明について

請求人の主張は、「下水道工事前の説明会はまともになされておらず」「丁寧な説明をすることもなく」など、市側の説明がなされていないことを一貫して主張している。

処分庁の説明についての請求人の主張は、本件処分に対する当審査会の結論を変えるものではないが、本件審査請求の証拠資料等を見る限りでは、説明会の報告書には、招聘した関係人の範囲も資格も明らかではなく、議事録部分は、回答者すら定かではない。さらには、欠席者やその他の該当区域の住民に対する報告の形跡も見られないという、閉鎖的なものにとどまっている。また、請求人は処分庁へ請求人が市の通知に対して意見を述べたものを何通か送付をしていたが、それに対し処分庁が請求人に受益者負担金について説明を行った記録はなく、説明責任を十分に果たしているとは認めがたい。

また、審理員が作成した口頭意見陳述の記録に請求人の主張を肯定するような記述が見られる点も含め、工事前の説明会などに、処分庁は、請求人に対して適切に説明を行ったのか、大いに疑問が残る。

以上より、処分庁の施策の透明性、説明責任の履行及び市民への分かり易い説明について再検討が必要であることを付言する。

なお、この点について、本審査会の清水委員からは、「受益者負担金について、処分庁が請求人に対して理解が得られるような説明があったとは見受けられない。受益者負担金については、全市民ではなく、該当区域の市民のみに課されるため、該当区域の市民からすれば、なぜ受益者負担金が課されることになるのか疑問に思うのは至極当然のことである。例えば負担金の決定方法についても、決定された額はどのように算出し、公平性を担保しているのかなど、負担金の決定方法・法的根拠についての説明のみではなく、住民に寄り添った実質的な説明が必要であったのではないか。処分庁は、理解が得られるような説明をしなかったことについては、請求人に対して謝罪をすべきではないか」との意見があった。

2 下水道受益者負担金制度における土地所有者等の利益について

都市計画法第75条第1項は、「都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があ

るときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる」とし、都市計画事業の一環として執行された公共下水道事業の費用に充てるため、受益者負担制度を認めている。

この「利益」とは、公共下水道事業により污水管等が設置されることにより、環境衛生の増進が図られ、潜在的に資産価値が増加することであり、公共下水道を利用するか否かにかかわらず、公共下水道の排水区域内の土地を所有又は利用していることをもって等しく享受する利益である。

請求人が主張する、請求人の土地が下水道を利用できる状態ではないこと、不要なインフラで、実際に過去から現在に至るまで利用しておらず、請求人が直接的な利益を受けていなくとも潜在的あるいは間接的な利益を受けるため受益者となる。

しかしながら処分庁が、この点についても制度の適切かつ分かりやすい説明が行われていたと認めがたいことは、既に付言１で述べたとおりである。

3 憲法上の財産権侵害の当否

請求人は、下水道工事への同意も了承もしていないにも関わらず、工事を強行し、審査請求人の財産を強奪したことは財産権の侵害であり、重大な人権侵害との主張をしているが、行政執行機関の附属機関である本審査会は、そもそも違憲か否かの審査権を持たないものであるので、この点についての判断は行わない。

4 本件処分の違法又は不当の判断について

請求人は一般的な社会通念から照らしてみても違法・不当であると主張し、その根拠として消費者契約法（平成１２年法律第６１号）を根拠としているが、本件審査請求の法律要件の違法の判断は、都市計画法（都市計画法第７５条第２項に基づく条例を含む。）及び国税徴収法の規定により原則行われるものであって、処分庁の裁量権の行使、法解釈を含めた不当の判断については、権利濫用禁止の原則など法の一般原則、法の趣旨・目的から判断されるべきものである。

以上

令和６年３月１５日

木更津市行政不服審査会
会長 渡 邊 秀 孝
副会長 井 元 岳 史
委員 清 水 幸 雄

別表第 1

期別	受益者負担金納入通知書送付日
略	

別表第 2

期別	督促状送付日
略	

別紙 本件に係る法令等の規定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（受益者負担金）

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3 前二項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先だつものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

国税徴収法（昭和34年法律第147号）

第一款 通則

（差押の要件）

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を發した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3 第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは、「納付催告書」とする。

（超過差押及び無益な差押の禁止）

第四十八条 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

2 差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。

（差押財産の選択に当つての第三者の権利の尊重）

第四十九条 徴収職員は、滞納者（譲渡担保権者を含む。第七十五条、第七十六条及び第七十八条（差押禁止財産）を除き、以下同じ。）の財産を差し押えるに当つては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。

（第三者の権利の目的となつている財産の差押換）

第五十条 質権、抵当権、先取特権（第十九条第一項各号（不動産保存の先取特権等）又は第二十条第一項各号（不動産賃貸の先取特権等）に掲げる先取特権に限る。この項を除き、以下同じ。）、留置権、賃借権その他第三者の権利（これらの先取特権以外の先取特権を除く。以下同じ。）の目的となつている財産が差し押えられた場合には、その第三者は、税務署長に対し、滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となつていないものを有し、かつ、その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができることを理由として、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。

2 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその第三者に通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合において、その通知を受けた第三者が、その通知を受けた日から起算して七日を経過した日までに、第一項の規定により差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てたときは、その財産が換価の著しく困難なものであり、又は他の第三者の権利の目的となつているものであるときを除き、これを差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができない。

4 税務署長は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付さないときは、第一項に規定する第三者の権利の

目的となつてゐる財産の差押を解除しなければならない。ただし、国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

- 5 第二項又は前項の差押は、国税に関する法律の規定で新たに滞納処分の執行をすることができないこととするものにかかわらず、することができる。

(相続があつた場合の差押)

第五十一条 徴収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるように努めなければならない。

- 2 被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押えられた場合には、その相続人は、税務署長に対し、他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産により当該国税の全額を徴収することができることを理由として、その差押換を請求することができる。

- 3 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨を当該相続人に通知しなければならない。この場合においては、前条第五項の規定を準用する。

(果実に対する差押の効力)

第五十二条 差押の効力は、差し押えた財産（以下「差押財産」という。）から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞納者又は第三者が差押財産の使用又は収益をすることができる場合には、その財産から生ずる天然果実（その財産の換価による権利の移転の時までに収取されない天然果実を除く。）については、この限りでない。

- 2 差押の効力は、差押財産から生ずる法定果実に及ばない。ただし、債権を差し押えた場合における差押後の利息については、この限りでない。

(担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力)

第五十二条の二 仮登記担保契約に関する法律第十五条（強制競売等の場合の担保仮登記）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定は、担保のための仮登記がある財産が差し押さえられた場合について準用する。この場合において、同法第十五条中「その決定」とあるのは「その差押え」と、「申立てに基づく」とあるのは「ものである」と読み替えるものとする。

(保険に付されている財産に対する差押えの効力)

第五十三条 差押財産が損害保険に付され、又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の二第一項（火災共済事業）の規定による共済その他法律の規定による共済でこれに類するものの目的となつてゐるときは、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押さえた旨を保

険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押えをもつてこれらの者に対抗することができない。

- 2 徴収職員が差押に係る前項の保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その財産がその保険又は共済に係る事故が生じた時に先取特権、質権又は抵当権の目的となっていたときは、その先取特権者、質権者又は抵当権者は、民法第三百四条第一項ただし書（先取特権の物上代位）その他これらの権利の行使のためその保険金又は共済金の支払を受ける権利をその支払前に差し押えることを必要とする規定の適用については、その支払前にその差押をしたものとみなす。

（差押調書）

第五十四条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

一 動産又は有価証券

二 債権（電話加入権、賃借権、第七十三条の二（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）

三 第七十三条（電話加入権等の差押え）又は第七十三条の二（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産

（質権者等に対する差押えの通知）

第五十五条 次の各号に掲げる財産を差し押さえたときは、税務署長は、当該各号に掲げる者のうち知れている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

一 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利（担保のための仮登記に係る権利を除く。）の目的となつている財産 これらの権利を有する者

二 仮登記がある財産 仮登記の権利者

三 仮差押え又は仮処分がされている財産 仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

第三款 債権の差押

（差押えの手続及び効力発生時期）

第六十二条 債権（電子記録債権法第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権（次条において「電子記録債権」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

- 2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。

3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に嘱託しなければならない。

（電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期）

第六十二条の二 電子記録債権の差押えは、第三債務者及び当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関（電子記録債権法第二条第二項（定義）に規定する電子債権記録機関をいう。以下この条において同じ。）に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、電子記録債権を差し押さえるときは、第三債務者に対しその履行を、電子債権記録機関に対し電子記録債権に係る電子記録を、滞納者に対し電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求を禁じなければならない。

3 第一項の差押えの効力は、債権差押通知書が電子債権記録機関に送達された時に生ずる。ただし、第三債務者に対する同項の差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

（差し押える債権の範囲）

第六十三条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。

（抵当権等により担保される債権の差押）

第六十四条 抵当権又は登記することができる質権若しくは先取特権によつて担保される債権を差し押えたときは、税務署長は、その債権の差押の登記を関係機関に嘱託することができる。この場合において、その嘱託をした税務署長は、その抵当権若しくは質権が設定されている財産又は先取特権がある財産の権利者（第三債務者を除く。）に差し押えた旨を通知しなければならない。

（債権証書の取上げ）

第六十五条 徴収職員は、債権の差押のため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる。この場合においては、第五十六条第一項（動産等の差押手続）及び第五十八条（第三者が占有する動産等の差押手続）の規定を準用する。

（継続的な収入に対する差押の効力）

第六十六条 給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権の差押の効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ。

（差し押えた債権の取立）

第六十七条 徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

2 徴収職員は、前項の規定により取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押えなければならない。

3 徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

4 国税通則法第五十五条第一項から第三項まで（納付委託）の規定は、第一項の取立をする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期

後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。

第六款 差押禁止財産

(一般の差押禁止財産)

第七十五条 次に掲げる財産は、差し押えることができない。

- 一 滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
- 二 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料
- 三 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物
- 四 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
- 五 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）
- 六 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの
- 七 仏像、位牌(はい)その他礼拝又は祭祀(し)に直接供するため欠くことができない物
- 八 滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類
- 九 滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票
- 十 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具
- 十一 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの
- 十二 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
- 十三 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

2 前項第一号（畳及び建具に係る部分に限る。）及び第十三号の規定は、これらの規定に規定する財産をその建物その他の工作物とともに差し押えるときは、適用しない。

(給与の差押禁止)

第七十六条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

- 一 所得税法第百八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第百九十条（年末調整）、第百九十二条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第二百十二条（非居住者等

の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

二 地方税法第三百二十一条の三(個人の市町村民税の特別徴収)その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

三 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百六十七条第一項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料(所得税法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。)に相当する金額

四 滞納者(その者と生計を一にする親族を含む。)に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十二条(生活扶助)に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額(その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額)

2 給料等に基づき支払を受けた金銭は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。

3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権(以下「退職手当等」という。)については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。

一 所得税法第百九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)又は第二百十二条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額

二 第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額

三 第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものの三倍に相当する金額

四 退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

5 第一項、第二項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

(社会保険制度に基づく給付の差押禁止)

第七十七条 社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当

金及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十八条第一項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三十五条第一項（老齢給付金の支給方法）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を含む。）に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第三十八条第二項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第三十五条第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
 - 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
 - 三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）
 - 四 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）
 - 五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
 - 六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
 - 七 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- （条件付差押禁止財産）

第七十八条 次に掲げる財産（第七十五条第一項第三号から第五号まで（農業等に欠くことができない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

- 一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地
- 二 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船
- 三 職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産

木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和59年木更津市条例第15号）
（負担金の賦課及び徴収）

第6条 市長は、第4条の公告の日現在における当該公告のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、前条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦

課するものとする。

- 2 前項の負担金の賦課は、第4条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以降においては、することができない。
- 3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及び納期限等を受益者に通知しなければならない。
- 4 負担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。